広報 おだわら №385

昭和57年 5月

発行 小田原市役所 〒250 小田原市荻窪300番地
編集 広報課 印刷 文化堂印刷㈱
人口 179,170 世帯数 52,841（4月1日現在）

いこいの森オープン

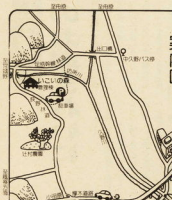

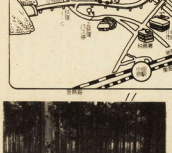

— 交通案内 —

小田原駅 ㊐ 上荻窪 ㊐ いこいの森
小田原駅 ㊐ 中久野 ㊐ いこいの森
荻窪（JR荻窪駅北口） ㊐ いこいの森

5月24日に開園式

市民体験設の中心に

いこいの森は、今、すがすがしい緑の中に、小所川をはさんで、約一万三千四百間にわたって、小田原市の西の端、緑と水の豊かなところ、小田原市の中心部からいえば、ちょうど、小田原駅から、バスで、約三十分の距離にあります。

この「いこいの森」は、市の中心部からいえば、この間に、約一万三千四百間にわたって、小所川をはさんで、久野地区の足柄幹線林道に接されている森林の中に、林間キャンプ場、炊事場、管理棟、ふれあいの丘、オリエンテーリングコース、ふれあいの丘、観察の森、やすらぎ広場、せせらぎの森、クヌギの広場、タケの見本林、杉・ヒノキ見本林、駐車場、ダム、W.C、等、の施設を備えた、森林体験の場として、今日、5月24日に、市民体験設の中心として、開園式を行なうものです。

この「いこいの森」は、市の中心部からいえば、この間に、約一万三千四百間にわたって、小所川をはさんで、久野地区の足柄幹線林道に接されている森林の中に、林間キャンプ場、炊事場、管理棟、ふれあいの丘、観察の森、やすらぎ広場、せせらぎの森、クヌギの広場、タケの見本林、杉・ヒノキ見本林、駐車場、ダム、W.C、等、の施設を備えた、森林体験の場として、今日、5月24日に、市民体験設の中心として、開園式を行なうものです。

これからの野外活動レーンは、そして、もっと、知まるを体ふ、子どもから大人まで、大勢の市民のみなさんに、利用していただくことを待ちとしています。

そして、中で、昭和五十三年度の施設分割に、森林の保育、この設備の利用を通じて森林の検査を、森林を、体験していただいて、いい、林、木の、の、森、に、とな、る、森、林、づ、くりをさいます。

そして、中で、昭和五十三年度の施設分割に、森林の保育、この設備の利用を通じて森林の検査を、森林を、体験していただいて、いい、林、木の、の、森、に、とな、る、森、林、づ、くりをさいます。

「いこいの森」は、この間、中久野にあるものです。

「いこいの森」は、この間、中久野にあるものです。

年間を通して開放

丸太の遊具もあります

それは、まず、「いこいの森」、「森林の保育」、「森林の検査」、「森林の体験」、「森林の利用」、「森林の管理」、「森林の保護」、「森林の育成」、「森林の造成

昭和56年度

消費生活モニター報告

暮らし向きが苦しくが67%に

消費生活モニターに協力を頂いた皆様方、ありがとうございました。

昭和56年度の消費生活モニターとして委嘱し、この一年間、消費生活に関する調査を行なったところ、次のとおりとなりました。

◎生活動向調査

①家計簿の内容の総費用額は、約二十五万五千円（前年度約二十五万五千円）で、これを衣・食・住・教育費・交際費などに分けて調べてみると、昨年とほぼ同じ傾向にあるようです。

②生活費の内訳は、一つ当たりの消費費は、昨年とほぼ同じ傾向にあるようです。

③食費は、昨年度に比べ、二%増加しています。

④住居費は、昨年とほぼ同じ傾向にあります。

⑤教育費は、昨年度に比べ、二%増加しています。

⑥交際費は、昨年度に比べ、二%増加しています。

⑦生活費の内訳は、昨年とほぼ同じ傾向にあります。

⑧生活費の内訳は、昨年とほぼ同じ傾向にあります。

⑨生活費の内訳は、昨年とほぼ同じ傾向にあります。

⑩生活費の内訳は、昨年とほぼ同じ傾向にあります。

◀熱いよく流れ込む広瀬川の取水口

▲市川から中流の市川用水への取水口

城址のお堀きれいに

市川の流れを清水に

今年は思い切って、昨年度の倍の予算を組んでお堀の清掃を行なうことになりました。

早速、市内の城址の清掃を行なうことになりました。

この事業は、昭和五十年から、市内の城址の清掃を行なうことになりました。

市制施行五周年記念事業として、この事業は、昭和五十年の夏から、毎年、夏の土曜日に、お堀のゴミなどを引っ張ってヘドロのしんまでつきました。

今年は、昭和五十年度の清掃作業を行なうことになりました。

今年は、昭和五十年度の清掃作業を行なうことになりました。

今年は、昭和五十年度の清掃作業を行なうことになり

昭和57年度 **自治会長決まる**

市の地区行政に協力をお願い

昭和五十七年度の自治会長（自治会連合会長）が決まりました。この会長は、自治会が二地区以上ある場合は、二百三十人の自治会長の中から、地区（地区の区域）ごとに分担して、地区の代表者として、市の行政に協力することになります。今年度は、自治会の会長さんの中から、地区（地区の区域）ごとに分担して、市の行政に協力することになります。今年度は、各地区の代表者は、次のとおりです。

◎自治会連合会長（敬称略）

区・松田平塚市長（公民館）

清田一郎（公民館）

区・鈴木清一郎（公民館）

区・長谷川勝

市民スポーツ・レクリエーションの集い

行事名	内容	日時	会場	対象	人員	会費	申込先	主催
民踊と歌の集い	民踊を初歩から指導し、歌の発表を図る	5月9・23日 午後7～9時	小田原スポーツ会館	一般	制限なし	300円	会場まで当日受付	小田原民踊協会
ジョギングを楽しむ	ジョギングによって明るい健康家庭を築く	毎日曜日 午前8時	市役所前地	一般	制限なし	無料	当日受付	厚会小田原支部

市教育委員会では、今年度からの新しい事業として、婦人スポーツの集まりを設こうと目的に、地域を巡って町ぐるみ、家族ぐるみ、職場ぐるみの参加者を集めたスポーツ教室を開催致します。

この教室の特色は、家族の運動の機会に恵まれない家族と、お母様方に運動の機会を与えるとの目的で、家族ぐるみ参加されることを期待しています。

なお、参加されられる方は、教室の開催日までに、下記の申込先へ申込みされたい。

◆申込先及び問い合わせ　市教育委員会体育課（電話33－1733）

◆申込方法　去月27日から去月末日までに、教室会場の体育館へ直接申込みされたい。

◆場所　市内一円

◆対象　一般婦人

◆内容　ソフトバレーボール

◆指導者　小田原バレーボール協会

◆参加費　一回　一人　一〇〇円

◆持物　運動靴

◆問い合わせ　市教育委員会体育課

地域を巡回して　スポーツ教室

お母さん方は奮って参加を

スポーツ教室巡回日程

市教育委員会体育課　電話33－1733

5月	5	18	火	午前10時～正午	酒匂小学校体育館	日産自動車体育館	酒匂地区
	6	25	火	午後1時～4時	酒匂小学校体育館	日産自動車体育館	
6月	1	22	火	午後1時～4時	城北小学校体育館	自由が丘体育館	城北地区
	8	15	火	午後1時～4時	早川小学校体育館	早川小学校体育館	早川地区
	15	22	火	午後1時～4時			
	22	29	火	午後1時～4時			
	29	6	火	午後1時～4時			
7月	6	13	火	午後1時～4時			
	13	20	火	午後1時～4時			
	20	27	火	午後1時～4時			
	27	4	火	午後1時～4時			
8月	4	11	火	午後1時～4時			
	11	18	火	午後1時～4時			
	18	25	火	午後1時～4時			
	25	1	火	午後1時～4時			
9月	1	8	火	午後1時～4時			
	8	15	火	午後1時～4時			
	15	22	火	午後1時～4時			
	22	29	火	午後1時～4時			
	29	6	火	午後1時～4時			

家庭婦人のテニスを楽しく集い

小田原軟式庭球協会では、市民教室会員の充実を図るため、家族婦人テニスを開設されます。

◆場所　体育館

◆日時　毎月一回　午後1時～4時

◆対象　一般婦人

◆内容　ソフトテニスを使用

◆講師　ラケット、ダイヤ等

◆問い合わせ　小田原市体育課

春の婦人バレーボール

◆日時　毎月一回　去月二十日（日）

◆場所　小田原スポーツ会館

◆対象　一般婦人

◆内容　ソフトバレーボール

◆講師　小田原バレーボール協会

◆問い合わせ　小田原スポーツ会館　電話22－4265

初心者の沢登り教室

小田原山岳会では、初心者の沢登りの教室を次のとおり開催しますので、登山に興味のある方は、ぜひ、ご参加されて、ご指導されたい。

◆日時　去月二十日（日）

◆場所　小田原市内

◆対象　一般

◆内容　沢登り教室

◆講師　小田原山岳会

◆問い合わせ　小田原市内　山岳会　電話22－3［…］

親と子の体力づくり

小田原スポーツ会館では、親と子が無料の体力づくりを行なっていただくことは、次のとおり、親と子の体力づくり教室を開催します。

◆日時　毎月一回　第一日曜日

◆場所　小田原スポーツ会館

◆対象　親子（子どもは一歳以上）

◆定員　百組（先着順）

◆講師　工事業社長青木義作さんを迎え

◆内容　工事業社長青木義作さんの話

◆問い合わせ　小田原スポーツ会館　電話22－4265

下水道技術者の申込受付

下水道技術者の資格試験

申込受付5月9日～11日

市内一円、下水道整備区域の公共事業に従事する技術者は、下水道技術者の資格を取得することが、義務づけられています。

この資格は、次の通り、下水道技術者の資格試験を実施します。

◆対象　下水道技術者

◆内容　下水道技術者の資格試験

◆講師　下水道技術者

◆問い合わせ　小田原市下水道課　電話33－1611

上水道技能者の継続手続

小田原市上水道配管技能者の有資格者で、今年の5月1日で、有資格の効期間が切れ、となる方は、次の通り、継続手続を行なわれます。

◆日時　去月二十日（日）

◆場所　小田原市内

◆対象　有資格者

◆内容　継続手続

◆問い合わせ　小田原市内　上水道課　電話22－2［…］

麻しん予防接種

麻しん予防接種の指定医療機関一覧表

医療機関名	住所	電話	実施日	時間
小田原市内				
小児科医院	城山1－6－27	23－2551	土・日曜を除く	9時～17時
戸田医院	城山1－17－10	23－9648	毎週水曜日	14時～15時
内科医院	栄町2－9－11	22－5132	毎週水曜日	9時30分～11時
小林病院	栄町1－14－16	22－1161	毎週水曜日	13時～16時
小沢病院	本町1－1－17	24－0211	1週の平後と日曜を除く	14時～17時
大久保病院	浜町1－4－15	22－5188	土・日曜を除く	16時～18時
かんやさん医院	浜町3－3－2	22－2［…］	毎週水曜日	9時～12時
荒川内科医院	浜町1－9－29	22－3328	土・日・月曜を除く	9時～12時
岡本医院	栄町2－12－33	22－9［…］	毎週水曜日	9時～12時
山口医院	栄町1－14－27	23－1［…］	毎週水曜日	14時～17時
澤井医院	城町1－12－14	06－3［…］	日曜を除く	9時～16時
井樋田医院	城町2－27－3	06－3［…］	日曜を除く	9時～16時
浜町小児科医院	浜町1－1－1	22－3［…］	土・日曜を除く（平日午後）16時～17時	
町田内科医院	中町2－9－2	22－7［…］	毎週水曜日	16時30分～18時
石井医院	早川2－2－6	22－0［…］	日曜を除く	9時～12時
東海医院	浜町1－5－30	22－6［…］	日曜を除く	9時～12時
鈴木医院	浜町1－4－10	22－8［…］	毎週水曜日・日曜を除く	9時～12時
魚田医院	浜町3－1－35	22－2［…］	土・日曜を除く	9時30分～16時30分
遠藤医院	浜町4－4－2	22－4［…］	電話で予約	9時～12時
青石皮膚科医院	栄町1－7－2	22－1［…］	毎週水曜日	9時～12時
浦宇内科医院	国府津2－7－6	47－7［…］	土・日曜を除く	9時～17時
和仁医院	国府津3－10－4	47－2［…］	日曜を除く	9時～12時
本井医院	鬼柳2－1－5	47－1［…］	日・祭日を除く	9時～17時
柳津医院	前羽3－4－4	43－5［…］	土・日曜を除く	9時～12時
小藤医院	酒匂5－16－3	48－1［…］	日・祭日を除く	9時～12時
小川医院	下新田2－6－4	42－5［…］	土・祭日を除く	9時～12時
本山医院	中里3－4－7	42－1［…］	土・祭日を除く	9時～12時
益田医院	曽我別所1－7－8	42－8［…］	土・日曜を除く	9時～12時
大友医院	西大友3－6－7	06－1［…］	土・祭日を除く	9時～12時
本山医院	曽我2－4－7	06－1［…］	土・日曜を除く	9時～12時
吉田産婦人科クリニック	蓮正寺370－65	07－3［…］	土・日曜を除く	9時～12時
横田小児科医院	北ノ宮515－3	04－6［…］	日・祭日・金・土・日曜を除く	9時～12時
中村内科医院	曽我別所1－2－1	04－7［…］	土・日・祭日を除く	9時～11時
村田医院	相田1－4－9	04－7［…］	土・日・祭日を除く	9時～11時
黒瀬内科医院	曽我1－7－4	06－9［…］	土・日・祭日を除く	9時～12時
松島医院	西大友5－1－3	06－5［…］	土・日曜を除く	9時～12時
鈴木耳鼻科医院	蓮正寺1－1－1	06－8［…］	土・日・祭日を除く	9時～12時
東田診療所	蓮正寺3－1－10	06－2［…］	土・日曜を除く	9時～12時
志賀病院	入野4－6	06－1［…］	土・日・祭日を除く	14時30分～17時
小林医院	国府津2－14－1	47－2［…］	土・日・祭日を除く	14時～17時
桜山診療所	曽我1－2－5	06－1［…］	土・日・祭日を除く	8時30分～17時
鈴木医院	国府津2－3－21	47－3［…］	土・日・祭日を除く	9時～17時
秋山医院	蓮町2－2－29	47－3［…］	土・日・祭日を除く	9時～12時
西潟病院	蓮町1－16－35	06－5［…］	土・日・祭日を除く	10時～16時
古橋医院	鬼柳3－5－10	48－2［…］	毎週水曜日	9時30分～11時30分
鈴木産婦人科医院	国府津2－1－11	48－7［…］	毎週水曜日・日曜を除く	9時～17時
上村産婦人科クリニック	蓮町2－4－21	47－1［…］	毎週水曜日・日曜を除く	9時～17時

＊実施日や時間などについては各医院等へ問い合わせて確認してください。

麻しん予防接種は、今年度から、麻しん（はしか）の新しい患者を、1歳児から、小学校入学前の子供に限って、無料で実施されることになりました。

◆対象者　生後満12月～72月（7才）の児童で、次の事項に当てはまる方は接種できません。

○麻しんの予防接種を受けたことがある方

○麻しんにかかったことがある方

○麻しんの予防接種を受けたことがある方

○麻しんにかかっている方

○麻しんにかかっている疑いのある方

○麻しんの予防接種を受けたことがある方

○麻しんにかかっている疑いのある方

○麻しんにかかっている疑いのある方

○麻しんにかかっている疑いの

商業統計調査を実施

6月1日現在　ご協力願います

国民年金

現況届を忘れずに

提出期限 5月末日

この調査は、あなたや家族の状態、暮らしに変化がないか確認し、引き続き年金が受けられるかどうかを審査するものです。もし提出されないかぎり、国民年金の年金が受けられなくなるおそれがあります。現況届の提出は、国民年金の年金を受けている人が、毎年、国民年金事務所から送られてきます。提出期限までに、必ず、国民年金事務所へ提出してください。

現況届の提出は、年金受給権者の義務であり、提出されない場合は、年金の支給が一時停止されます。

提出期限までに提出されない場合は、年金の支給が一時停止されます。

提出期限までに提出されない場合は、年金の支給が一時停止されます。

提出期限までに

観客500人を収容できる大体育館▶

▶各種のトレーニング器具が備え付けられた小体育室

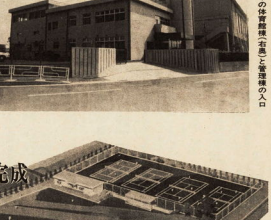

◀センターの体育館模様（右奥に管理棟の入口

話題の広場

西湘地区体育センターが完成

5月8日(土)
富士フィルム（男子）のバレーボールの模範試合

酒匂川左岸に建設が進められていました、県立西湘地区体育センターが、このほど完成、今月4日に開所式が行われます。

この日は、開所記念として、天候悪の場合は翌日に延期されます。先に第1会場に第1工事として、体育館、小体育室、テニスコート、ソフトボールなどが完成、今月の1日から開始されました。

◀全国大会のスポーツ広場は四季平坦グ

▶このセンターのシンボル「鯉流」の像

▶試合用男子バレーボール

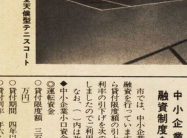

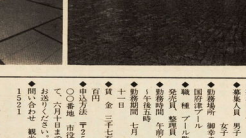

◀全国大会のスポーツ広場は四季平坦グ

お知らせ

プールのアルバイトを募集

市立、妙知小開場を市営プールのアルバイトを次のとおり募集します。

○期間　夏期一カ月
○内容　男子　二十人
○場所　市内の市立プール
○勤務時間　午前9時半～午後5時
○賃金　三千五百円～四千六百円
○申込方法　電話で250（医務）○○番に申し込み、電話番号を記入のうえ、お送ください。
○問合わせ　観光課　電話0001

中小企業への融資制度を改正

市では、中小企業者が利用する融資制度の一部を改正しました。

○対象企業小口資金
○貸付限度額　三百万円（二百万円）
○貸付期間　四年以内
○貸付利率　年六・五％（年六・七％）

中小企業への融資制度を改正

市では、中小企業者が利用する融資制度の一部を改正しました。

○対象企業小口資金
○貸付限度額　三百万円（二百万円）
○貸付期間　四年以内
○貸付利率　年六・五％（年六・七％）

水洗便所改造の貸付金を引上げ

市では、下水道の処理区域内における改造する水洗便所の貸付限度額を、貸付期間を延長することにしました。

○勤務時間　午前9時半～午後5時
○勤務期間　七月一日～八月三日
○賃金　三千五百円～四千六百円
○申込方法　電話で250（医務）○○番に申し込み、電話番号を記入のうえ、お送ください。
○問合わせ　観光課　電話0001

長寿お祝いの無料写真撮影

県在高齢金では、今年の4月1日の誕生日を迎えられる方々に、写真の無料撮影を行います。

○対象者　昭和一桁生まれ（男子）
○撮影日　五月中旬
○撮影場所　市内の写真館
○問合わせ　福祉課　電話0163

命を守る赤十字の講習会へ

日本赤十字社では、家庭看護婦、救急法、水泳安全法の講習会を行っています。

○相談日　五月一日、十二日、十九日
○場所　市役所　午前9時～午後5時
○問合わせ　社会課老人福祉係　電話0163

5月の保育相談

○相談内容　しつけ、習慣、幼児教育、健康管理の問題
○相談日　五月一日、十二日、十九日
○場所　市役所
○問合わせ　社会課老人福祉係　電話0163

老人居室整備資金の貸付け

○対象者　市内に居住する、満六十五歳以上の老人
○貸付限度額　五百万円（三百万円）
○貸付期間　五年以内
○貸付利率　年六・七％（六・五％）
○申込企業中小企業従業員
○貸付限度額　二百万円（百五十万円）
○貸付期間　五年以内
○貸付利率　年六・七％（六・五％）
○申込場所　市役所
○問合わせ　市民課　電話0551

水道の修理は修理センターへ

次の5つの工事の内容は、水道管設置者の修理について、市営水道修理センターへ申し込みください。

○中央　水道修理センター
○問合わせ　市役所
○申込期間　五月十七日（月）～六月十九日（土）
○工事内容　社会課老人福祉係
○問合わせ　社会課老人福祉係　電話0163

児童特例給付の申請手続を

県では、六十歳以下の非常勤職員に、また同居しようとする親族が、まとは給料を支給されない方に、特殊給付として、五百円の乗車券を支給します。

サラリーマン世帯、母子家庭、父子家庭、特殊給付として、五百円の乗車券を支給します。

○対象者　県内に居住する、満六歳未満の児童を養育する父母、または、これに準ずる者で、次の1～5に該当する者。

1. 法令等により、日本赤十字社の特別会員になっている方
2. 日本赤十字社の社員
3. 日本赤十字社の社員の配偶者
4. 日本赤十字社の社員の子
5. 日本赤十字社の社員の親

○申込期間　五月十日（月）～六月十日（土）
○申込場所　社会課老人福祉係
○問合わせ　社会課老人福祉係　電話0163

5月の不要犬猫の収集日

○収集日　五月二十八日（金）
○収集場所　市役所本庁舎及び各出張所
○問合わせ　環境整備課　電話0551

久野盟園の使用者を募集

○対象施設　久野盟園の使用者
○募集人員　十人
○募集期間　五月一日～五月十日（金）
○問合わせ　環境整備課　電話0551

児童手当の受給者募集

○対象者　次の条件を満たす方
1. 中学校修了前の児童を養育している方
2. 所得が一定額以下の方
3. 児童が父母のいずれかと生計を同じくしている方

○問合わせ　社会課老人福祉係　電話0163

老人福祉手当の受給者募集

○対象者　次の条件を満たす方
1. 満六十五歳以上の方
2. 所得が一定額以下の方

○問合わせ　社会課老人福祉係　電話0163

5月の保育相談

○相談内容　しつけ、習慣、幼児教育、健康管理の問題
○相談日　五月一日、十二日、十九日
○場所　市役所
○問合わせ　社会課老人福祉係　電話0163

市税納期

○納期　五月十五日（金）
○内容　市税、国保税、都市計画税、固定資産税、軽自動車税、入湯税
○問合わせ　税務課　電話0551

あなたの教養・趣味・技術に

成人学校入校

中央公民館・国府津公民館で開催

市教育委員会では、市民のなごやかに、教養・趣味・生涯学習の場として、教養・趣味・生涯学習の場として、「成人学校」を開設しています。この成人学校は、中央公民館と国府津公民館で、成人学校を開設しています。中央公民館の今年度の講座では、二歳以下のお子さんの託児を行ってまいりますので、お気軽にご参加ください。

◎受講資格　市内に在住、在勤、在学の方で、中央公民館は、中学生以上、国府津公民館は、小学生以上の方。

◎受講料・教材費　中央公民館は、講座ごとに、国府津公民館は、講座ごとに、別途、必要な教材費を徴収します。

◎申込方法

①受講料は、「入・村日」に限ります。

②受講料は、「入・村日」に限ります。

③受講料・教材費は、中央公民館は、講座ごとに、国府津公民館は、講座ごとに、別途、必要な教材費を徴収します。

④申込方法

⑤受講料は、「入・村日」に限ります。

⑥受講料・教材費は、中央公民館は、講座ごとに、国府津公民館は、講座ごとに、別途、必要な教材費を徴収します。

⑦受講料・教材費は、中央公民館は、講座ごとに、国府津公民館は、講座ごとに、別途、必要な教材費を徴収します。

⑧受講料・教材費は、中央公民館は、講座ごとに、国府津公民館は、講座ごとに、別途、必要な教材費を徴収します。

⑨受講料・教材費は、中央公民館は、講座ごとに、国府津公民館は、講座ごとに、別途、必要な教材費を徴収します。

⑩受講料・教材費は、中央公民館は、講座ごとに、国府津公民館は、講座ごとに、別途、必要な教材費を徴収します。

⑪受講料・教材費は、中央公民館は、講座ごとに、国府津公民館は、講座ごとに、別途、必要な教材費を徴収します。

⑫受講料・教材費は、中央公民館は、講座ごとに、国府津公民館は、講座ごとに、別途、必要な教材費を徴収します。

⑬受講料・教材費は、中央公民館は、講座ごとに、国府津公民館は、講座ごとに、別途、必要な教材費を徴収します。

⑭受講料・教材費は、中央公民館は、講座ごとに、国府津公民館は、講座ごとに、別途、必要な教材費を徴収します。

⑮受講料・教材費は、中央公民館は、講座ごとに、国府津公民館は、講座ごとに、別途、必要な教材費を徴収します。

⑯受講料・教材費は、中央公民館は、講座ごとに、国府津公民館は、講座ごとに、別途、必要な教材費を徴収します。

⑰受講料・教材費は、中央公民館は、講座ごとに、国府津公民館は、講座ごとに、別途、必要な教材費を徴収します。

⑱受講料・教材費は、中央公民館は、講座ごとに、国府津公民館は、講座ごとに、別途、必要な教材費を徴収します。

⑲受講料・教材費は、中央公民館は、講座ごとに、国府津公民館は、講座ごとに、別途、必要な教材費を徴収します。

⑳受講料・教材費は、中央公民館は、講座ごとに、国府津公民館は、講座ごとに、別途、必要な教材費を徴収します。

㉑受講料・教材費は、中央公民館は、講座ごとに、国府津公民館は、講座ごとに、別途、必要な教材費を徴収します。

㉒受講料・教材費は、中央公民館は、講座ごとに、国府津公民館は、講座ごとに、別途、必要な教材費を徴収します。

㉓受講料・教材費は、中央公民館は、講座ごとに、国府津公民館は、講座ごとに、別途、必要な教材費を徴収します。

㉔受講料・教材費は、中央公民館は、講座ごとに、国府津公民館は、講座ごとに、別途、必要な教材費を徴収します。

㉕受講料・教材費は、中央公民館は、講座ごとに、国府津公民館は、講座ごとに、別途、必要な教材費を徴収します。

㉖受講料・教材費は、中央公民館は、講座ごとに、国府津公民館は、講座ごとに、別途、必要な教材費を徴収します。

㉗受講料・教材費は、中央公民館は、講座ごとに、国府津公民館は、講座ごとに、別途、必要な教材費を徴収します。

㉘受講料・教材費は、中央公民館は、講座ごとに、国府津公民館は、講座ごとに、別途、必要な教材費を徴収します。

㉙受講料・教材費は、中央公民館は、講座ごとに、国府津公民館は、講座ごとに、別途、必要な教材費を徴収します。

㉚受講料・教材費は、中央公民館は、講座ごとに、国府津公民館は、講座ごとに、別途、必要な教材費を徴収します。

㉛受講料・教材費は、中央公民館は、講座ごとに、国府津公民館は、講座ごとに、別途、必要な教材費を徴収します。

㉜受講料・教材費は、中央公民館は、講座ごとに、国府津公民館は、講座ごとに、別途、必要な教材費を徴収します。

㉝受講料・教材費は、中央公民館は、講座ごとに、国府津公民館は、講座ごとに、別途、必要な教材費を徴収します。

㉞受講料・教材費は、中央公民館は、講座ごとに、国府津公民館は、講座ごとに、別途、必要な教材費を徴収します。

㉟受講料・教材費は、中央公民館は、講座ごとに、国府津公民館は、講座ごとに、別途、必要な教材費を徴収します。

㊱受講料・教材費は、中央公民館は、講座ごとに、国府津公民館は、講座ごとに、別途、必要な教材費を徴収します。

㊲受講料・教材費は、中央公民館は、講座ごとに、国府津公民館は、講座ごとに、別途、必要な教材費を徴収します。

㊳受講料・教材費は、中央公民館は、講座ごとに、国府津公民館は、講座ごとに、別途、必要な教材費を徴収します。

㊴受講料・教材費は、中央公民館は、講座ごとに、国府津公民館は、講座ごとに、別途、必要な教材費を徴収します。

㊵受講料・教材費は、中央公民館は、講座ごとに、国府津公民館は、講座ごとに、別途、必要な教材費を徴収します。

㊶受講料・教材費は、中央公民館は、講座ごとに、国府津公民館は、講座ごとに、別途、必要な教材費を徴収します。

㊷受講料・教材費は、中央公民館は、講座ごとに、国府津公民館は、講座ごとに、別途、必要な教材費を徴収します。

㊸受講料・教材費は、中央公民館は、講座ごとに、国府津公民館は、講座ごとに、別途、必要な教材費を徴収します。

㊹受講料・教材費は、中央公民館は、講座ごとに、国府津公民館は、講座ごとに、別途、必要な教材費を徴収します。

㊺受講料・教材費は、中央公民館は、講座ごとに、国府津公民館は、講座ごとに、別途、必要な教材費を徴収します。

㊻受講料・教材費は、中央公民館は、講座ごとに、国府津公民館は、講座ごとに、別途、必要な教材費を徴収します。

㊼受講料・教材費は、中央公民館は、講座ごとに、国府津公民館は、講座ごとに、別途、必要な教材費を徴収します。

㊽受講料・教材費は、中央公民館は、講座ごとに、国府津公民館は、講座ごとに、別途、必要な教材費を徴収します。

㊾受講料・教材費は、中央公民館は、講座ごとに、国府津公民館は、講座ごとに、別途、必要な教材費を徴収します。

㊿受講料・教材費は、中央公民館は、講座ごとに、国府津公民館は、講座ごとに、別途、必要な教材費を徴収します。

(51)受講料・教材費は、中央公民館は、講座ごとに、国府津公民館は、講座ごとに、別途、必要な教材費を徴収します。

(52)受講料・教材費は、中央公民館は、講座ごとに、国府津公民館は、講座ごとに、別途、必要な教材費を徴収します。

(53)受講料・教材費は、中央公民館は、講座ごとに、国府津公民館は、講座ごとに、別途、必要な教材費を徴収します。

(54)受講料・教材費は、中央公民館は、講座ごとに、国府津公民館は、講座ごとに、別途、必要な教材費を徴収します。

(55)受講料・教材費は、中央公民館は、講座ごとに、国府津公民館は、講座ごとに、別途、必要な教材費を徴収します。

(56)受講料・教材費は、中央公民館は、講座ごとに、国府津公民館は、講座ごとに、別途、必要な教材費を徴収します。

(57)受講料・教材費は、中央公民館は、講座ごとに、国府津公民館は、講座ごとに、別途、必要な教材費を徴収します。

(58)受講料・教材費は、中央公民館は、講座ごとに、国府津公民館は、講座ごとに、別途、必要な教材費を徴収します。

(59)受講料・教材費は、中央公民館は、講座ごとに、国府津公民館は、講座ごとに、別途、必要な教材費を徴収します。

(60)受講料・教材費は、中央公民館は、講座ごとに、国府津公民館は、講座ごとに、別途、必要な教材費を徴収します。

(61)受講料・教材費は、中央公民館は、講座ごとに、国府津公民館は、講座ごとに、別途、必要な教材費を徴収します。

(62)受講料・教材費は、中央公民館は、講座ごとに、国府津公民館は、講座ごとに、別途、必要な教材費を徴収します。

(63)受講料・教材費は、中央公民館は、講座ごとに、国府津公民館は、講座ごとに、別途、必要な教材費を徴収します。

(64)受講料・教材費は、中央公民館は、講座ごとに、国府津公民館は、講座ごとに、別途、必要な教材費を徴収します。

(65)受講料・教材費は、中央公民館は、講座ごとに、国府津公民館は、講座ごとに、別途、必要な教材費を徴収します。

(66)受講料・教材費は、中央公民館は、講座ごとに、国府津公民館は、講座ごとに、別途、必要な教材費を徴収します。

(67)受講料・教材費は、中央公民館は、講座ごとに、国府津公民館は、講座ごとに、別途、必要な教材費を徴収します。

(68)受講料・教材費は、中央公民館は、講座ごとに、国府津公民館は、講座ごとに、別途、必要な教材費を徴収します。

(69)受講料・教材費は、中央公民館は、講座ごとに、国府津公民館は、講座ごとに、別途、必要な教材費を徴収します。

(70)受講料・教材費は、中央公民館は、講座ごとに、国府津公民館は、講座ごとに、別途、必要な教材費を徴収します。

(71)受講料・教材費は、中央公民館は、講座ごとに、国府津公民館は、講座ごとに、別途、必要な教材費を徴収します。

(72)受講料・教材費は、中央公民館は、講座ごとに、国府津公民館は、講座ごとに、別途、必要な教材費を徴収します。

(73)受講料・教材費は、中央公民館は、講座ごとに、国府津公民館は、講座ごとに、別途、必要な教材費を徴収します。

(74)受講料・教材費は、中央公民館は、講座ごとに、国府津公民館は、講座ごとに、別途、必要な教材費を徴収します。

(75)受講料・教材費は、中央公民館は、講座ごとに、国府津公民館は、講座ごとに、別途、必要な教材費を徴収します。

(76)受講料・教材費は、中央公民館は、講座ごとに、国府津公民館は、講座ごとに、別途、必要な教材費を徴収します。

(77)受講料・教材費は、中央公民館は、講座ごとに、国府津公民館は、講座ごとに、別途、必要な教材費を徴収します。

(78)受講料・教材費は、中央公民館は、講座ごとに、国府津公民館は、講座ごとに、別途、必要な教材費を徴収します。

(79)受講料・教材費は、中央公民館は、講座ごとに、国府津公民館は、講座ごとに、別途、必要な教材費を徴収します。

(80)受講料・教材費は、中央公民館は、講座ごとに、国府津公民館は、講座ごとに、別途、必要な教材費を徴収します。

(81)受講料・教材費は、中央公民館は、講座ごとに、国府津公民館は、講座ごとに、別途、必要な教材費を徴収します。

(82)受講料・教材費は、中央公民館は、講座ごとに、国府津公民館は、講座ごとに、別途、必要な教材費を徴収します。

(83)受講料・教材費は、中央公民館は、講座ごとに、国府津公民館は、講座ごとに、別途、必要な教材費を徴収します。

(84)受講料・教材費は、中央公民館は、講座ごとに、国府津公民館は、講座ごとに、別途、必要な教材費を徴収します。

(85)受講料・教材費は、中央公民館は、講座ごとに、国府津公民館は、講座ごとに、別途、必要な教材費を徴収します。

(86)受講料・教材費は、中央公民館は、講座ごとに、国府津公民館は、講座ごとに、別途、必要な教材費を徴収します。

(87)受講料・教材費は、中央公民館は、講座ごとに、国府津公民館は、講座ごとに、別途、必要な教材費を徴収します。

(88)受講料・教材費は、中央公民館は、講座ごとに、国府津公民館は、講座ごとに、別途、必要な教材費を徴収します。

(89)受講料・教材費は、中央公民館は、講座ごとに、国府津公民館は、講座ごとに、別途、必要な教材費を徴収します。

(90)受講料・教材費は、中央公民館は、講座ごとに、国府津公民館は、講座ごとに、別途、必要な教材費を徴収します。

今月の行事

市民会館

（大ホール）

4月29日 陸奥宗光117忌のつどい
5月1日 ①10時15分②14時30分 ③18時30分 フルートリサイタル
2日 ①10時 ②14時 小田原混声合唱団
3日 第5回小田原ブルーバンド
4日 第38回関東甲信越吹奏楽コンクール第1地区予選
5日 第25回小田原ブルーバンド
8日 昭和57年度小田原市議会
9日 ①10時 ②14時 ③18時 ④19時 ⑤20時 ⑥21時 ⑦22時 ⑧23時 ⑨24時 ⑩25時 ⑪26時 ⑫27時 ⑬28時 ⑭29時 ⑮30時 ⑯31時 ⑰32時 ⑱33時 ⑲34時 ⑳35時 ㉑36時 ㉒37時 ㉓38時 ㉔39時 ㉕40時 ㉖41時 ㉗42時 ㉘43時 ㉙44時 ㉚45時 ㉛46時 ㉜47時 ㉝48時 ㉞49時 ㉟50時 ㊱51時 ㊲52時 ㊳53時 ㊴54時 ㊵55時 ㊶56時 ㊷57時 ㊸58時 ㊹59時 ㊺60時 ㊻61時 ㊼62時 ㊽63時 ㊾64時 ㊿65時 (51)66時 (52)67時 (53)68時 (54)69時 (55)70時 (56)71時 (57)72時 (58)73時 (59)74時 (60)75時 (61)76時 (62)77時 (63)78時 (64)79時 (65)80時 (66)81時 (67)82時 (68)83時 (69)84時 (70)85時 (71)86時 (72)87時 (73)88時 (74)89時 (75)90時 (76)91時 (77)92時 (78)93時 (79)94時 (80)95時 (81)96時 (82)97時 (83)98時 (84)99時 (85)100時 (86)101時 (87)102時 (88)103時 (89)104時 (90)105時